

I 毎月勤労統計調査地方調査の概要

1 調査の目的

この調査は統計法に基づく基幹統計であり、賃金、労働時間及び雇用について毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」において、常時5人以上の常用労働者を雇用する福島県内の事業所の中から、厚生労働大臣によって無作為に抽出された約700事業所を対象に調査を行っている。

3 調査の実施方法

抽出方法及び調査の実施方法は、事業所の開廃の頻度と事業所側の負担を勘案し、30人以上規模の事業所と5～29人規模の事業所で区分している。

30人以上規模の事業所は「第一種事業所」と呼び、事業主が調査票を記入して郵送により提出する方式、又はインターネット回線を利用したオンライン調査システムによる調査方式（以下、「インターネット方式」という。）によって調査している。5～29人規模の事業所は「第二種事業所」と呼び、統計調査員が調査事業所の事業主に対して質問し調査票を作成する方式、又はインターネット方式によって調査している。

4 調査期日

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）

5 統計数値の推計方法

本調査結果は、調査事業所からの報告をもとにして本県5人以上の規模のすべての事業所に対応するよう復元された数値である。

(1) 産業、規模別の1人平均の月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数（各種平均値）

の推計方法

調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおのおの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

\bar{a} : 各種平均値
 a : 各種調査数値の合計
 e_0, e_1 : 前月末及び本月末調査労働者数

(2) 産業計、規模計の各種平均値の推計方法

産業、規模別の調査事業所の現金給与支給額、延べ実労働時間数及び出勤日数の各合計値に推計比率を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。

r (産業、規模別の推計比率) = 産業、規模別の前月末母集団労働者数 ÷ 産業、規模別の前月末調査労働者数の合計

$$\bar{A} = \frac{\Sigma a \cdot r}{\frac{1}{2} (\Sigma e_0 \cdot r + \Sigma e_1 \cdot r)}$$

\bar{A} : 各種平均値
 a : 各種調査数値の合計(産業、規模別)
 e_0, e_1 : 前月末及び本月末調査労働者数(産業、規模別)
 r : 推計比率(産業、規模別)
 Σ : 産業又は規模について合計をとることを示す記号

(3) 労働者数の推計方法

産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数は、調査事業所の前月末及び本月末調査調査労働者数の合計に推計比率 r を乗じたものである。産業計又は規模計の前月末及び本月末推計労働者数は、産業規模別前月末及び本月末推計労働者数を産業又は規模について合計したものである。

6 調査結果から作成される指数

実数の指数化は原則として次の式により行っている。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

(1) 賃金指数

賃金指数は、常用労働者の月間の賃金を指数化したもので、「現金給与総額指数」、「きまって支給する給与指数」及び「所定内給与指数」の3種類がある。

(2) 労働時間指数

労働時間指数は、常用労働者の月間の労働時間を指数化したもので、「総実労働時間指数」、「所定内労働時間指数」及び「所定外労働時間指数」の3種類がある。

(3) 常用雇用指数

現行の「常用雇用指数」は、本調査の月末推計労働者数を指数化することを原則としたものであるが、本調査の月末推計労働者数には、新設、規模上昇等事業所の労働者数の把握が完全に行われ難いため労働者数に偏りを生ずる可能性がある。そこで、経済センサス基礎調査の結果が利用できるタイミングで、同調査の常用労働者数をベンチマーク（水準基標）として、過去に遡って常用雇用指数の改訂を行っている。

(4) 指数のギャップ修正

本調査では定期的に第一種事業所の抽出替え（総入替え）を行っており、それに伴う新旧結果の相互間に生じたギャップを修正するため、賃金指数及び労働時間指数についてはギャップがあればそれがなくなるように修正して時系列比較を可能としている。

最近では、平成27年1月の抽出替えに伴い、5人以上及び30人以上の集計区分において、賃金指数及び労働時間指数について過去に遡って指数を改訂している。

(5) 時系列考察の注意点

時系列的な考察を行うためには次の点に留意する必要がある。

- ① 時系列的な比較は原則として指数によること。
- ② 実数値についてはギャップ修正を行っていないため、公表されている指数から計算した増減率と実数から計算した増減率は必ずしも一致しない。
- ③ 増減率は、改訂（又は修正）後の指数により再計算している。

(6) 指数の基準時

指数の基準時は、経済、社会情勢の変化に対応させるため、西暦年が5で割り切れる年を基準時とし5年ごとに改訂している。

基準時を改訂したときは、各指数を過去に遡って改訂するが、増減率は改訂しない。

なお、現在の指数は平成27年（2015年）を基準時としている。

II 用語の解説

1 常用労働者

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業主に使用され、賃金を支払われる者をいう。

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう（船員法の船員を除く。）。

- ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
- ② 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月間で、それぞれ18日以上雇われている者

「一般労働者」とは、常用労働者のうち、次のパートタイム労働者以外の者をいう。
パート・アルバイトの呼称にかかわらず、フルタイムで働く労働者は一般労働者となる。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことをいう。

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

「パートタイム労働者比率」とは、常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合のことである。

「労働異動率」の「入職率」（「離職率」）とは、採用（解雇、退職）、出向及び同一企業内の他の事業所からの（他の事業所への）転勤によって当事業所に入った（当事業所を離れた）常用労働者を、前月末常用労働者数で除した値である。

2 現金給与額

労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費などを差し引く以前の総額のことである。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額をいう。

$$\text{現金給与総額} = \text{きまって支給する給与} + \text{特別に支払われた給与}$$

「きまって支給する給与」とは、「所定内給与」と「所定外給与（超過労働給与）」の合計額であり、労働協約、就業規則又は事業所の給与規則などによりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことをいう。

$$\text{きまって支給する給与} = \text{所定内給与} + \text{所定外給与}$$

「**所定内給与**」とは、「きまって支給する給与」のうち「**所定外給与（超過労働給与）**」以外のものをいう。

「**所定外給与（超過労働給与）**」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をいう。

「**特別に支払われた給与**」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則などによらないで、労働者に現実に支払われた給与及び契約や規則により支払われた給与のうち、次に該当するものをいう。

- ・ 夏・冬の賞与、期末手当等の一時金
- ・ 3か月を超える期間で算定される手当等
- ・ 支給事由の発生が不確定なもの（結婚手当等）
- ・ 労働協約、就業規則等の改定によるベースアップ等が行われた場合の差額の追給分

3 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤し就業した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給であっても出勤日にはならないが、1時間でも就業すれば1出勤日となる。

4 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は除かれ、手待時間は含める。本来の職務以外の宿日直の時間は含めない。

「**総実労働時間数**」とは、「**所定内労働時間数**」と「**所定外労働時間数**」の合計をいう。

$$\text{総実労働時間} = \text{所定内労働時間} + \text{所定外労働時間}$$

「**所定内労働時間数**」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数をいう。

「**所定外労働時間数**」とは、早出・残業・臨時の呼出・休日出勤などの実労働時間数をいう。

Ⅲ 利用上の注意

- 1 この調査結果の数値は、抽出された調査事業所からの報告をもとにして本県5人以上の規模のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。
- 2 指数の各年平均は、各年1月～12月の指数の合計を12で除して（単純平均）算出しており、実数統計の年平均は、各年1月～12月の実数統計数値を常用労働者数で加重平均して算出している。

ただし、平成23年の平均は、東日本大震災により3月分及び4月分の調査を中止したため、調査を実施した10ヶ月の加重平均により算出している。
- 3 毎月公表している月報の数値は速報値であり、今回公表の数値が確報値である。

なお、全国平均値は、月報では速報値と比較しているが、今回公表の年報では確報値と比較している。
- 4 常用雇用指数は、経済センサスー基礎調査の結果が利用できるタイミングで、同調査の常用労働者数をベンチマーク（水準基標）として、過去に遡って常用雇用指数の改訂を行っている。（3頁、6（3）参照。）

常用雇用指数とその増減率は、平成26年経済センサスー基礎調査の結果に基づき労働者推計のベンチマークを平成30年1月分月報で更新したことに伴い、平成30年1月分月報公表時に過去に遡って改訂した。

今回公表の平成29年年報における常用雇用指数とその増減率は、時系列考察を考慮し平成30年1月分月報公表時における改訂後の数値としている。

なお、県のホームページ（ふくしま統計情報BOX）において、平成21年7月以降の上記改訂後の常用雇用指数とその増減率をデータとして掲載している。
ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045b/15832.html>
- 5 増減率については、対前年比は指数、対前年差は実数により算出している。
- 6 「―」印は、該当数字がないことを意味する。「△」印は、減少を意味する。
- 7 「×」は、集計事業所数が僅少のため公表を行っていないことを意味する。

なお、調査産業計には、公表を行っていない産業も含めて算出している。
- 8 「サービス業（他に分類されないもの）」については「サービス業」と略称を用いている。